

# 学科試験受検申請書記入上の注意

平成30年度 レストランサービス技能検定

## ①受検希望地

- ・受検申請書と受検票の受検地欄は北海道・東北・新潟・東京・中部・関西・中国四国・九州・沖縄のいずれかを○で囲むこと。

## ②住所・所在地

- ・受検票の受検票返送用住所欄には、住所・所在地等を正確に記入し受検票が確実に届けられるように、住所およびアパート・マンション名、部屋番号を詳細に記入すること。
- ・勤務先や学校がまとめて申請する場合は、勤務先名・学校名を記入すると共に、受取先セクション名（所属・学科名）を明記すること。
- ・今後送付する必要書類の宛先を現住所と勤務先及び学校所在地のどちらにするか○印をつける。受検票の受検票返送先住所と同一であること。
- ・受検申請書提出後、住所変更があった場合は直ちに転居先をHRS協会本部事務局に文書（郵送又はFAX）で連絡すること。

## ③学歴・職歴

- ・職歴は、受検資格判定の重要資料となる。前述の受検資格を参考にして、受検申請締切日までの料飲サービス実務（パート・アルバイト含む）を行った在職企業・期間を古い順に記入すること。
- ・在職年数は全て満年数で記入すること。（パート・アルバイト・派遣等は実務時間数）
- ・職務内容欄は、料飲サービスの実務に従事したものを記入すること。  
（例）職務内容（レストランサービス、宴会サービス、婚礼サービス、料飲サービス等）
- ・学歴・職歴に虚偽の記載があった場合は合格を取り消されることがあります。
- ・パート・アルバイト・派遣等の者が受検するには規定の職務内容で、受検資格基準である1日7時間、週5日以上述べ1,700時間以上労働したことを別紙に記載し、受検申請書と一緒に提出すること。
- ・本協会の受検資格において受検を承認した専門学校・専修学校・短期大学・大学校・職業訓練校の在学学生及び卒業生は規定（履修科目、履修学科を含む）に基づき受検を認める。

（注）人材派遣会社又は配膳人紹介会社に籍をおき、料飲接客サービスに従事している場合  
職歴

- ①企業に派遣または紹介されている人は派遣、紹介会社が一般労働者派遣事業許可を有しているか又は厚生労働大臣許可・民営職業紹介所である場合にはその派遣、紹介会社名を記入すること。
- ②上記①に該当しない場合には勤務先の事業所名を、複数にわたる場合でも受検資格が求める経験年数を満たす範囲で記入すること。

## ④2・3級技能検定（審査）資格取得者記入欄

- ・既に2・3級レストランサービス技能士の資格を持っている者のみが記入する。
- ・本年度1級受検を希望する者は、2級合格年度が平成25年度以前（実務経験4年以上）、3級合格年度が平成19年以前（実務経験10年以上）でなければならない。
- ・本年度2級受検を希望する者は、3級合格年度が平成27年度以前（実務経験2年以上）でなければならない。

## ⑤本人確認書類（運転免許証または保健所の写し）の貼付

- ・本人確認書類の写しを学科試験受検申請書の裏面に貼付すること。
- ・学生の場合は、所定の「在籍証明書」に入力していただき、代表者（校長）の署名、捺印により、本人確認書類貼付の代替とすることができる。

## ⑥写真の貼付（写真の裏に氏名、級、受検会場を記入したもの）

- ・所定欄に記載されている規定の大きさのものを必ず貼付すること。  
（申請前6ヶ月以内に撮影したもの）
- ・普通紙にコピーしたものは不可。

## ⑦学科試験受検申請書

- ・申請書は記入された原本で申請してください。原本の複写による申請書は受理できません。
- ・鉛筆・消せるボールペンは使用しないこと。

## ⑧学科試験受検申請書

- ・受検申請書・受検票及び手引書につきましてはHRS Webサイトより4月16日（月）～5月31日（木）までの受検申請書受付期間中ダウンロードまたは閲覧でき、それを印刷またはコピー（複数枚必要の場合）で入手して下さい。

※ 印刷する場合、必ずA4サイズ、片面印刷で行って下さい。  
（A4サイズ以外、両面印刷等不可）